

令和  
8年度版

# くらしの 安心ガイド

～福祉サービスを利用するために～

くらしの  
安心ガイド  
舟橋村

舟橋村役場健康福祉課

電話 076 (464) 1122

FAX 076 (464) 1066

福祉サービス

p1

国民健康保険・  
後期高齢者医療制度

p37

国民年金

p50

介護保険

p54

健康福祉

p60

# 目次

<b>① 福祉サービス</b> .....	1
● 妊娠・出産 .....	2
● 赤ちゃん .....	4
● お子さん .....	6
● ひとり親家庭 .....	12
● 生活にお困りの方 .....	15
● 心身に障害のある方 .....	16
● 特定疾患などに該当する方 .....	29
● 高齢者 .....	30
<b>② 国民健康保険・ 後期高齢者医療制度</b> .....	37
● 国民健康保険 .....	38
● 後期高齢者医療制度 .....	44
● 交通事故にあったときは .....	49
<b>③ 国民年金</b> .....	50
<b>④ 介護保険</b> .....	54
<b>⑤ 健康福祉</b> .....	60
● 保健事業 .....	61
● こども家庭センター .....	62

※令和8年4月から、窓口受付時間が9時～16時になります。

1

# 福祉サービス



# 妊娠・出産

## 利用できるサービス

### 助成

#### ● プレ妊活健診費助成事業

将来子どもを望むご夫婦を対象に、健康状態のチェック(健診)と妊娠に関する健康教育を受けるための費用を助成しています。詳しくは、健康福祉課保健係までお問い合わせください。

#### ● 不妊治療費助成事業

妊娠を希望し、治療を受けている夫婦に対し、不妊治療費の助成を行っています。詳しくは、健康福祉課保健係までお問い合わせください。

また、富山県でも助成事業を行っています。富山県の助成を希望される方は、中部厚生センターへお問い合わせください。

**富山県中部厚生センター** (保健予防課 地域保健班)  
 上市町横法音寺40 電話 076-472-1234

#### ● 不育治療費助成事業

医療機関において不育治療を受けた夫婦の経済的負担を軽減するため、不育治療費の一部助成を行っています。詳しくは、健康福祉課保健係までお問い合わせください。

#### ● 妊産婦医療

妊産婦の方で、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産の医療費を助成します。

申請は、妊産婦医療費受給資格登録申請書(医療機関の証明が必要)、母子健康手帳、マイナ保険証のほか健康保険資格が確認できるものが必要になります。転入等で所得の確認ができない方については、所得・課税証明書もご提出ください。詳しくは、健康福祉課へお越しください。



以下の内容については、母子健康手帳交付時に配布している「ふなはし親子手帳」に掲載しています。以下の二次元コードからご確認ください。



[https://www.vill.funahashi.toyama.jp/living\\_guide\\_new/04\\_1.html](https://www.vill.funahashi.toyama.jp/living_guide_new/04_1.html)  
 (舟橋村ホームページ ホーム暮らし・手続き 母子保健)

#### ● 妊婦一般健康診査費助成事業

#### ● 妊婦歯科健診費用助成事業

#### ● 妊婦等へのインフルエンザ予防接種費用助成事業

#### ● 妊婦精密健康診査事業

#### ● 産婦健康診査費助成事業

#### ● 富山市まちなかケアセンター利用費助成事業

#### ● 産後ケア事業

#### ● 産前産後ヘルパー派遣事業

## 赤ちゃん

## 利用できるサービス

## 医療

## ● 新生児聴覚検査費用助成事業

新生児聴覚検査費用の助成を行っています。  
詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

## ● 1か月児健康診査事業

出生後1か月で受ける健康診査の費用の一部助成を行っています。  
詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

## ● 養育医療

入院が必要な未熟児について、医療費の自己負担分を給付しています。所得に応じて自己負担のある場合があります。  
詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

## ● こども医療費

出生から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までのお子さんの医療費を助成しています。対象の方へ「受給資格証」を発行しますので、マイナ保険証のほか健康保険資格が確認できるものを持参のうえ、健康福祉課へ申請してください。

受給資格証を使用できるのは、富山県内の医療機関で受診した保険診療による入院・通院分の医療費です。富山県外の医療機関で受診された場合は、医療費を支払っていただき、後日指定の口座に振り込みますので、健康福祉課窓口で申請してください。なお、ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合や、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付を受ける場合は助成の対象となりません。

## 手当

## ● 出生祝い金

第3子以降のお子さんお一人につき10万円を出生祝い金としてお渡ししています。ただし、1年以上舟橋村に住んでいることが条件です。住民生活課へお越しください。



## ● 児童手当

高校卒業までのお子さんのお子さんの方には児童手当を支給しています。  
〔手当月額〕手当月額は以下のとおりです。

お子さんの年齢	児童手当の額(1人あたり月額)
3歳未満	15,000円(第3子以降は30,000円)
3歳以上高校卒業前	10,000円(第3子以降は30,000円)

〔支払期月〕毎年2月・4月・6月・8月・10月・12月(各前月までの分を支払)

〔申請方法〕申請は、健康福祉課へお越しください。マイナ保険証のほか健康保険資格が確認できるもの、振り込み口座の分かるもの、マイナンバーを確認できるもの(通知カード、個人番号カード、個人番号を記載した住民票等)等が必要です。詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

## 日常生活・住宅

## ● ファミリーサービス (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーの派遣を受け、洗濯や掃除などの家事援助のサービスを利用することができます。日常生活でヘルパーの支援が必要な方ならどなたでも利用できます。利用料は1時間当たり2,000円です。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話 076-464-1847

## ● 子育て支援センター (地域子育て支援拠点)

子育て支援センターは、就学前のお子さんとその家族や、妊婦さんが気軽に集い、自由に過ごせる場です。小さなお子さん向けの遊び場であり、お父さん・お母さん、おじいちゃん・おばあちゃんの交流の場、情報交換の場でもあります。遊具やおもちゃ、絵本なども自由に利用できます。また、スタッフや先輩パパ・先輩ママに、子育てに関する相談をすることもできます。

平日の9時から16時(水曜日は15時)まで開所しています。毎日10時半からは、スタッフといっしょに手遊びや絵本、リズム遊びなどをやっています。また、毎週木曜日午前の「さくらんぼくらぶ」では、季節の行事や親子を対象としたいろいろなイベントを開催しています。

利用は無料です。(一部、イベント材料費等かかる場合があります。)お気軽にご利用ください。

舟橋村子育て支援センターぶらんこ 電話 076-464-1158



## ● みんなのあそびば駄菓子屋さくらんぼ

みんなのあそびば駄菓子屋さくらんぼは、毎週月～金曜日(祝日休み)14時～17時まで舟橋会館ロビーホール(水曜日はオレンジパークでの開催の場合もあり)で、子どもたちの好きなこと(ホールで遊ぶ、おやつを食べる、宿題をする等)をして過ごす場所です。お気軽にご利用ください。

舟橋村子育て支援センターぶらんこ 電話 076-464-1158

# お子さん

## 利用できるサービス

### 医療

#### ◎ こども医療費

出生から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までのお子さんの医療費を助成しています。対象となる方へ「受給資格証」を発行しますので、マイナ保険証のほか健康保険資格が確認できるものを持参のうえ、健康福祉課へ申請してください。

受給資格証を使用できるのは、富山県内の医療機関で受診した保険診療による入院・通院分の医療費です。富山県外の医療機関で受診された場合は、医療費を支払っていただき、後日指定の口座に振り込みますので、健康福祉課で申請してください。なお、ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付を受ける場合は助成の対象となりません。

### 手当

#### ◎ 児童手当

詳細は5ページをご覧ください。



### 日常生活・住宅

#### ◎ 子育て支援センター（地域子育て支援拠点）

#### ◎ みんなのあそびば駄菓子屋さくらんぼ

詳細は5ページをご覧ください。

舟橋村子育て支援センターぶらんこ 電話 076-464-1158

#### ◎ 保育園・幼稚園・認定こども園

##### ● 子ども・子育て支援制度について

保育園、幼稚園、認定こども園などを利用するときは、「子ども・子育て支援制度」に基づき、共通のしくみで給付を受けることができます。（利用者個人ではなく、利用される施設に支払われる「法定代理受領」で支給されます。）

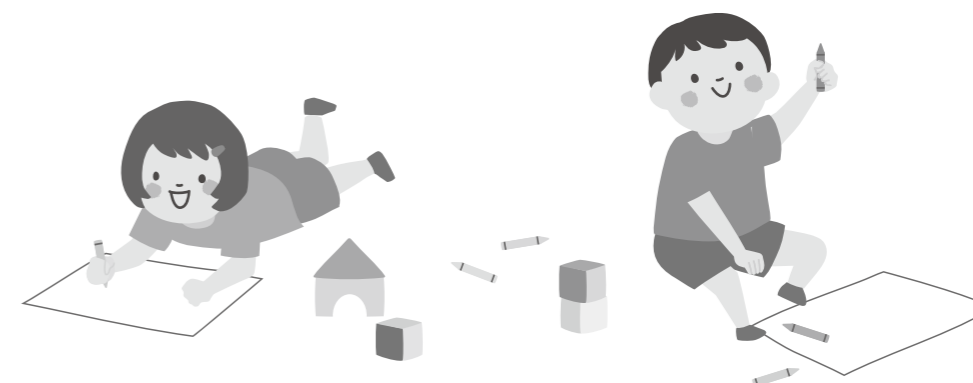
幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
保育園	0～5歳	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	0～5歳	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

子ども・子育て支援制度では、保育園、幼稚園、認定こども園などを利用する際にあらかじめ認定を受けることが必要になります。

認定区分	対象	利用対象施設
1号認定	満3歳以上で保育を必要としないお子さん	幼稚園、認定こども園（教育機能部分）
2号認定	満3歳以上で保育が必要なお子さん	保育園、認定こども園（保育機能部分）
3号認定	満3歳未満で保育が必要なお子さん	保育園、認定こども園（保育機能部分）

##### ● 1号認定の手続きについて

1号認定の手続きには、事業所（幼稚園、認定こども園）を経由して認定申請書の提出が必要です。詳しくは、入園を希望する事業所へ直接お問い合わせください。なお、保育料は無償です。また、保育の必要性がある場合は、子育てのための施設等利用給付認定の申請（10ページ参照）をすることで預かり保育等の利用費を給付します。



●2・3号認定の手続きについて

2・3号認定の手続きには、健康福祉課へ認定申請書の提出が必要です。保護者が次のいずれかの事由に該当する場合に、2・3号認定を受けることができます。なお、3歳以上(4月1日時点)のお子さん、0～2歳の非課税世帯のおさんは、保育料が無償となります。

1 就労等	家庭外での仕事や、家庭内で日常の家事以外の仕事を常態としているため、お子さんの保育ができない場合
2 妊娠・出産	出産を控えている、または出産後間もないため、お子さんの保育ができない場合
3 疾病・障害	病気、負傷、心身に障害があるため、お子さんの保育ができない場合
4 介護等	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者が常時その同居者または長期入院している親族の介護・看護にあっているため、お子さんの保育ができない場合
5 災害復旧	火災や風水害、地震などにより、その家庭を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、お子さんの保育ができない場合
6 求職活動	求職活動(起業準備等を含む)を行っているため、お子さんの保育ができない場合
7 就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、お子さんの保育ができない場合
8 児童虐待DV	児童虐待やDVを受けている、または再び受ける恐れがあるため、お子さんの保育ができない場合
9 その他	その他、どうしてもお子さんの保育ができない事情がある場合

子ども・子育て支援制度では、保護者の就労状態等に応じて、お子さんの健全な育成を図る観点から、必要な範囲で利用できるよう保育の必要性を認定します。(「保育標準時間」と「保育短時間」の二区分があります。利用可能な時間帯以外に利用される場合は、延長保育料がかかります。)

申請には、認定申請書の他、就労証明書等、保育ができない証明書が必要になります。詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。



毎年、広報10月号にて、翌年度の保育園、認定こども園の申し込みについてお知らせしています。4月入園希望のお子さんについては、この時期に申込書をご提出いただきます。また、この時期に申込書を提出できなかった場合でも、保育園等の利用を検討される際は、お早めに健康福祉課へご相談ください。  
(保育園等の定員や基準保育士数により、ご希望どおりに入園できない場合があります。)

【特別保育について】

★ 延長保育 [入園中のお子さん対象]

午前7時から午後7時までの延長保育を行っています。  
料金は各園にお問い合わせください。  
勤務の都合で延長保育を利用された場合は補助制度があります。  
申請には、領収書、勤務時間を証明できるものが必要です。  
健康福祉課までお問い合わせください。



区 分	
保育標準時間	18時から19時まで
保育短時間	7時から8時30分まで
	16時30分から19時まで

★ 体調不良児保育 [入園中のお子さん対象]

保育中に微熱を出すなど、体調不良となったお子さんを、看護師付き添いのもと、保護者が迎えに来るまでの間お預かりします。

★ 病児・病後児保育

病気または病気の回復期のため、集団保育が困難なお子さんで、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に、看護師・保育士付き添いのもとで小学3年生までのお子さんをお預かりします。

金 額	日額：2,000円(村外のおさんは3,000円)
-----	--------------------------

★ 一時預かり保育

保育所への入所対象にならないお子さんについて、保護者が家庭で保育できない場合に一時的にお預かりします。料金は各園にお問い合わせください。

★ 1号認定の預かり保育

1号認定を利用しているお子さんを、教育標準時間外にお預かりします。

・教育を実施する日

利用日	実施時間	月額料金	1回利用料金
月曜日～金曜日	7時～9時	30分2,000円 60分4,000円	30分ごと200円
	15時～19時		30分ごと200円 (おやつ代別途100円)

・教育を実施しない日

利用日	実施時間	月額料金	1時間あたり料金
月曜日～土曜日	9時～15時	2,000円 (食事代込み)	1時間400円 (食事代別途400円)

詳しくは、各園へお問い合わせください。

ふなはしこども園 電話 076-464-1114  
ふなはしこども園内 病児・病後児保育室「おりーぶ」 電話 076-461-5338  
ふなはしすきっぷ園 電話 076-461-4733

### ●広域入所について

保護者の勤務地等の都合で、居住地以外の保育所等へ入所を希望することができます。希望する保育所等の所在地市町村と協議が必要になりますので、広域入所を検討している方は、可能な限り早くご相談ください。

詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

### ●子育てのための施設等利用給付認定について

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料については、あらかじめ「施設等利用給付認定」を受けた場合、施設等利用給付の対象となり、無償化の対象となります。施設等利用給付認定はさかのぼって認定することはできませんので、必ず事前に申請してください。

認定可能なサービス	対象となる児童	給付上限額
新制度に移行していない幼稚園	満3歳以上	月額25,700円まで <sup>(※1)</sup> <small>※1 令和8年10月以降の利用に係る給付額は、28,000円</small>
在籍する幼稚園や認定こども園の預かり保育	1号認定の3歳児(年少)～5歳児	〈保育の必要性がある場合〉 申請をすることで月額11,300円(450円×利用日数) <sup>(※2)</sup> まで預かり保育等の利用費を給付します。年度途中で3歳となる場合は、住民税非課税世帯のお子さん <sup>(※3)</sup> に限り、月額16,300円(450円×利用日数) <sup>(※3)</sup> まで預かり保育等の利用費を給付します。 <small>※2 令和8年10月以降の利用に係る給付額は、12,300円(490円×利用日数) ※3 令和8年10月以降の利用に係る給付額は、17,700円(490円×利用日数)</small>
認可外保育施設一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター	0歳～2歳児	月額42,000円まで <sup>(※4)</sup> 保育園等に通っていないお子さんで、保育の必要性がある場合は、申請をすることで住民税非課税世帯のお子さんに限り、利用費を給付します。 <small>※4 令和8年10月以降の利用に係る給付額は、45,700円</small>
	3歳児～5歳児	月額37,000円まで <sup>(※5)</sup> 保育園等に通っていないお子さんで、保育の必要性のある場合は、申請をすることで利用費を給付します。 <small>※5 令和8年10月以降の利用に係る給付額は、40,7300円</small>

保育の必要性については、8ページの「2・3号認定の手続きについて」をご参照ください。詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

## 🎒 学童保育

### ●あおぞらクラブ(公設民営)

両親が共働きのため、家に帰っても保護者のいない小学生をお預かりします。時間は、月曜日から金曜日は下校時から午後7時まで、土曜日は午前8時30分から午後4時30分まで(事前申し込みが必要)、学校休業日・夏休み・冬休み・春休みは午前7時から午後7時までです。利用料は下表のとおりです。

#### ★ 保育料【平日・長期休暇等】

	平日(半日) 利用時間 下校～17:59	学校長期休業期間 (春・夏・冬休み、振替休業日等) 利用時間 7:00～17:59
利用料(1回)	300円	600円
給食費(1回)	500円(完全給食)	
おやつ代(1回)	50円	

※完全給食…主食(白ご飯)も出ます。(アレルギー対応あり)

【延長料金】18:00～18:59 30分ごとに200円 19:00～ 30分ごとに1,000円

### ★ 保育料【土曜・お盆】

	1日(8時間)	半日(4時間)
利用料	1,500円	750円
給食費	450円	

【延長料金】7:00～8:30 30分ごとに200円  
16:30～18:00 30分ごとに500円

【その他】園外活動に参加された方は、交通費等の実費がかかります。土曜・お盆を除く利用料・給食費については、補助制度があります。

### ★ 学童利用料助成…下記の自己負担額を超えた分を助成します。(令和8年度現在)

利用月	利用料 (自己負担額)	給食費 (自己負担額)
5・6・9・10・11・2月	3,500円	250円/食
4・7・12・1・3月	5,500円	250円/食
8月	8,500円	5,000円/月

上記金額を超えて利用料・給食費を負担された場合、領収書を持参のうえ、健康福祉課までお越しください。

### ★ 入所について

学童保育を利用するには、あらかじめ登録が必要です。例年10月に来年度入所説明会を開催します。詳しい日程は広報や保育所・こども園を通じて、ご案内いたします。

詳しくは、ふなはしすきっぷ園または健康福祉課へお問い合わせください。

あおぞらクラブ(ふなはしすきっぷ園) 電話076-461-4733

### ● fork toyama(民営)

登録・利用方法等は、fork toyama へ直接お問い合わせください。

fork toyama 電話070-3874-4881

### 🎒 ファミリーサービス(ホームヘルプサービス)

詳細は5ページをご覧ください。

舟橋村社会福祉協議会 電話 076-464-1847



## ひとり親家庭

## 利用できるサービス

## 医療

## ひとり親家庭医療費

18歳未満の児童と、児童を養育している父・母または養育者等の医療費を助成しています。ただし、所得制限があります。

申請は、マイナ保険証のほか健康保険資格が確認できるもの(転入等で所得の確認ができない方については、所得・課税証明書)を持参のうえ、健康福祉課へお越しください。

## 手当・年金

## 児童扶養手当

父・母がいない場合、または父・母に心身に著しい重度の障害がある場合等に、その18歳未満の児童を養育する父母または養育者に手当を支給しています。ただし、所得制限があります。

手当額(令和8年度現在)は、児童1人の場合は月額11,340円から48,050円で、第2子以降、月額5,680円から11,350円が加算されます。認定の請求をした翌月分から支給され、年6回(奇数月)、支払月の前月までの分を支給します。また、手当額は毎年変更します。

## ●減額について

支給開始の月から5年、または手当の支給要件に該当するに至った日の属する月から7年を経過したときに支給額が1/2となります。今までどおり受給を受ける場合は、一部支給停止除外手続き(就業していること等の証明)を行ってください。

## ●申請について

申請には、認定請求書、戸籍謄本、公的年金の受給状況が分かるもの、マイナンバーを確認できるもの(通知カード、個人番号カード、個人番号を記載した住民票等)が必要になります。そのほか受給要件によって必要な書類があります。健康福祉課へお越しください。

## 舟橋村ひとり親家庭子育てサポート事業

児童扶養手当を受給している方へ、村内外の放課後児童クラブ事業の利用料を助成します。助成上限額は、児童1人あたり月額5,000円です。

児童扶養手当証書を持参の上、健康福祉課へお越しください。



## 舟橋村母子年金

義務教育終了前の児童がいる母子世帯に手当を支給しています。金額は、義務教育終了前の児童1人につき年額60,000円です。ただし、舟橋村に1年以上住んでいることが条件になります。また、所得制限があり、前年度の村民税額が均等割以下の世帯が対象になります。詳しくは、健康福祉課へお越しください。

## 日常生活・住宅

## 母子家庭・父子家庭自立支援給付金

母子家庭の母、父子家庭の父の就業に向けて、資格取得や雇用機会の創出を支援するため、給付金を支給しています。経理事務や介護職員初任者研修など、指定された教育訓練を受講した場合に支給する「自立支援教育訓練給付金」、対象となる資格取得のために1年以上養成機関で修業する場合に生活費の負担を軽減する目的で支給する「高等職業訓練促進給付金」があります。

詳しくは、中部厚生センター福祉課へお問い合わせください。

富山県中部厚生センター(福祉課) 上市町横法音寺40 電話076-472-6671

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の保護者に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付を行っています。養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、県内において5年間その職に従事したときは貸付金の返還が免除されます。

詳しくは、公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会へお問い合わせください。

公益財団法人 富山県母子寡婦福祉連合会 富山市安住町5-21 電話076-432-4298

## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の保護者またはお子さんが、就職のために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講し、また、試験に合格した場合、受講費用の負担を軽減する目的で給付金を支給しています。

詳しくは、中部厚生センター福祉課へお問い合わせください。

富山県中部厚生センター(福祉課) 上市町横法音寺40 電話076-472-6671

## 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等を対象に、経済的自立の助成と生活意欲の助長、あわせてその児童の福祉の増進を図るため、各種の貸付を行っています。貸付の種類としては、お子さんの授業料にあてる修学資金や、お子さんの就学に際し、入学金、必要な被服などの購入代金にあてる就学支度資金の他、住宅の修繕等にあてる住宅資金があります。

詳しくは、中部厚生センター福祉課へお問い合わせください。

富山県中部厚生センター(福祉課) 上市町横法音寺40 電話076-472-6671

## ④ ファミリーサービス（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーの派遣を受け、洗濯や掃除などの家事援助のサービスを利用することができます。日常生活でヘルパーの支援が必要な方ならどなたでも利用できます。利用料は1時間当たり2,000円です。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847



# 1 福祉サービス

## 生活にお困りの方

### 利用できるサービス

#### ④ 生活保護

生活に困っている方は、健康で文化的な最低限度の生活を送れるように、また、一日も早く自分自身の力で生活できるように、手助け（生活保護）を受けることができます。生活保護を受けるには、一定の要件があります。

健康福祉課または中部厚生センター福祉課へご相談ください。

富山県中部厚生センター（福祉課） 上市町横法音寺40 電話076-472-1234

#### ④ 生活福祉資金の貸付

資金の貸付を受けることによって、経済的に自立したり、生活意欲が高まると認められた世帯は、低利または無利子で資金の貸付を受けることができます。福祉資金、教育支援資金などの貸付資金があります。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

#### ④ 生活困窮者自立支援事業

さまざまな理由により生活に困りごとを抱えている方に寄り添い、主に経済的な自立に向けた支援を行うための相談にのります。

自立相談支援、就労への支援など富山県東部生活自立支援センターとの連携により自立に向けたお手伝いをします。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

富山県東部生活自立支援センター 電話0765-24-2255



# 心身に障害のある方

## 身体障害者手帳とは

身体障害者福祉法に定められた身体障害(上肢・下肢・体幹・目・耳・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能)に該当すると認められた方に交付されます。障がいの程度により、1級～6級の区分があります。

### \*申請に必要なもの

- ・新規及び程度変更 ⇒ 交付申請書・指定医師診断書・写真(縦4cm×横3cm)
  - ・再交付/紛失・破損 ⇒ 再交付申請書・写真(縦4cm×横3cm)
- 申請される方は健康福祉課へお越しください。

## 療育手帳とは

知的機能の障がいが発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障がある方に交付されます。障がいの程度により、AとBの区分があります。

18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は障害者相談センターで判定します。

### \*申請に必要なもの

- ・新規 ⇒ 交付申請書・写真(縦4cm×横3cm)
  - ・更新(再判定・障がいの程度変更) ⇒ 更新申請書・写真(縦4cm×横3cm)
  - ・再交付(紛失・破損) ⇒ 再交付申請書・写真(縦4cm×横3cm)
- 申請される方は健康福祉課へお越しください。

## 精神障害者保健福祉手帳とは

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活に制約がある方に交付されます。障がいの程度により、1級～3級の等級があり、障害年金の障害等級に準じています。手帳の有効期間は2年間です。

### \*申請に必要なもの

- ・新規 ⇒ 申請書・医師の診断書(初診日から6か月以降のもの)または精神障がいを事由とする障害年金(共済年金、特別障害給付金等)を現に受けていることを証明する書類の写し・写真(縦4cm×横3cm)
  - ・再交付(紛失・破損) ⇒ 再交付申請書・写真(縦4cm×横3cm)
- 申請される方は健康福祉課へお越しください。

## 利用できるサービス

( )内の(身)知(精)は、それぞれのサービス対象となる障がいの種類を示しています。

(身)は身体障がい、(知)は知的障がい、(精)は精神障がいをさします。

## 医療

### 自立支援医療

#### ★更生医療 (身)

手帳に記載されている障がいを軽減するための手術(確実に効果が期待できるもの)、その他の治療に関する医療費を給付しています。18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が対象になります。なお、所得に応じて費用の負担があります。

申請には下記のものが必要になります。

- ・申請書 ・身体障害者手帳 ・医師の意見書
  - ・マイナ保険証のほか健康保険資格が確認できるもの
- 書類等が必要な方は、健康福祉課へお越しください。

#### ★育成医療 (身)

手帳に記載されている障がいを軽減するための手術(確実に効果が期待できるもの)、その他の治療に関する医療費を給付しています。18歳未満の身体障害者手帳をお持ちのお子さんが対象になります。また現在の疾病を放置しておく、将来身体障害者手帳の交付対象となることが認められる場合も給付の対象となります。なお、所得に応じて費用の負担があります。

申請には、下記のものが必要になります。

- ・申請書 ・医師の意見書 ・マイナ保険証のほか健康保険資格が確認できるもの
- 書類等が必要な方は、健康福祉課へお越しください。

#### ★精神通院医療 (精)

精神障がいの方が外来で精神科医療を受けたときの医療費を助成しています。通院医療費公費負担の申請は、精神障害者保健福祉手帳の申請と同時に行うことができます。

申請には、下記のものが必要になります。

- ・申請書 ・医師の診断書 ・マイナ保険証のほか健康保険資格が確認できるもの
- 書類等が必要な方は、健康福祉課へご相談ください。

## ◎ 重度心身障害者医療助成

(身 知 精)

重度心身障がいの方が病気等により治療を受けたときの医療費を助成しています。対象となる手帳は次のとおりです。

- 1) 65歳未満 身体障害者手帳1・2級  
療育手帳A  
精神障害者保健福祉手帳1級
- 2) 65～69歳 身体障害者手帳4級の一部、5・6級  
療育手帳B  
3ヶ月以上寝たきりで常時介護を要すると村長が認定した方
- 3) 65歳以上 身体障害者手帳1～3級、4級(音声・言語障がい、下肢障害の一部)  
療育手帳A  
精神障害者保健福祉手帳1・2級  
国民年金法による障害年金受給者

※ただし、世帯の合計所得が1,000万円以下であることが条件になります。  
申請には、下記のものが必要です。

・各障害者手帳 ・マイナ保険証のほか健康保険資格が確認できるもの  
書類等が必要な方は、健康福祉課へお越しください。

## ◎ 心身障害児(者)歯科診療

(身 知 精)

富山県歯科保健医療総合センターでは、心身に障がいのある方・お子さんのために、火・水・木曜日に診療を行っています。(ゴールデンウィーク、お盆、年末年始前後は休診の場合あり)診療時間は午後1時30分～午後4時30分(予約制)です。

来院前の事前準備等、詳しくは富山県歯科保健医療センターへお問い合わせください。

富山県歯科保健医療総合センター

富山市五福五味原2741-2 電話076-433-2039

## 手当・年金

### ◎ 特別障害者手当

(身 知 精)

著しく重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を要する20歳以上の在宅障がい者の方に支給します。

手当額	月額 30,450円 ※令和8年度現在。手当額は毎年変更があります。
支給月	2月・5月・8月・11月
支給制限	・施設に入所したとき ・3ヶ月を超えて入院したとき ・算定所得金額が所得制限額をこえているとき

申請には認定申請書、医師の診断書、振込依頼書等が必要になります。  
詳しくは、健康福祉課へお越しください。

### ◎ 障害児福祉手当

(身 知 精)

日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい者の方に支給します。

手当額	月額 16,560円 ※令和8年度現在。手当額は毎年変更があります。
支給月	2月・5月・8月・11月
支給制限	・施設に入所したとき ・20歳に到達したとき ・算定所得金額が所得制限額をこえているとき

申請には認定申請書、医師の診断書、振込依頼書等が必要になります。  
詳しくは、健康福祉課へお越しください。

### ◎ 特別児童扶養手当

(身 知 精)

身体や精神に中程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している保護者に支給します。

手当額	・1級(重度障がい児) 月額 58,450円 ・2級(中度障がい児) 月額 38,930円 ※令和8年度現在。手当額は毎年変更があります。
支給月	4月・8月・12月
支給制限	・施設に入所しているとき ・障がいを事由とする年金を受給しているとき ・算定所得金額が所得制限額をこえているとき

申請には認定申請書、医師の診断書等が必要になります。  
詳しくは、健康福祉課へお越しください。

### ◎ 舟橋村心身障害者年金

(身 知)

村内に1年以上居住している身体障害者手帳1・2級該当者、療育手帳A該当者の保護者に年額60,000円(9月に上半期分、3月に下半期分)を支給しています。  
申請書は窓口にありますので、健康福祉課へお越しください。

### ◎ 障害基礎年金

(身 知 精)

「公的年金から受けられる年金」(53ページ)をご覧ください。

### ◎ 障害厚生年金

(身 知 精)

窓口は魚津年金事務所です。詳しくは、魚津年金事務所へお問い合わせください。

魚津年金事務所 魚津市本江1683-7 電話0765-24-5153

## ●心身障害者扶養共済制度

(身 知 精)

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

申請書等は窓口にありますので、健康福祉課へお越しください。

## 日常生活・住宅

### ●障害福祉サービス

(身 知 精)

障害者総合支援法又は児童福祉法に基づき、障がいの種別にかかわらず、共通のサービスを利用できます。また難病等による障がいがある方も対象となります。サービスを利用する場合の費用は原則1割の自己負担となります。ただし、所得に応じて負担上限額があります。

サービスの利用については、健康福祉課へご相談下さい。

#### ●自宅での暮らしを支援するためのサービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また通院するときに付き添いもします。
重度訪問介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排泄、食事などの手助けをします。また外出するときの移動の支援もします。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援します。
自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。

#### ●外出を支援するためのサービス

サービス名	サービスの内容
同行援護	視覚障がいや、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するとき同行して移動の支援をします。また外出先での代筆や代読もします。
行動援護	知的障がいや精神障がい、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援をします。

#### ●介護する家族などを支援するためのサービス

サービス名	サービスの内容
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、心身の休息が必要になったときなどに、施設に短期間宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。

#### ●日中の活動を支援するためのサービス

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で主に昼間、入浴、排泄、食事などの手助けをします。またものをつくり出す創作的・生産的活動も行います。
療養介護	病院などの施設で、医療が必要で、常に介護も必要な人に機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の支援などをします。医療機関に入院して行うこともあります。18歳未満の人は、児童福祉法にもとづく施設給付の対象となります。

#### ●自立や就労を支援するためのサービス

サービス名	サービスの内容
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練をします。
就労移行支援	一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

#### ●住まいの場での生活を支援するためのサービス

サービス名	サービスの内容
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排泄、食事などの手助けをします。
共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活をしている人に、住居における相談や日常生活での援助をします。また、入浴、排泄、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行います。

#### ●子どもの発達や自立を支援するためのサービス

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要とされる治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休業中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などをします。
福祉型・医療型障害児入所支援	障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」とがあります。障がいのある児童の入所サービスについては、児童相談所が窓口になります。

## 地域生活支援事業

(身 知 精)

市区町村や都道府県が地域の実情に合わせて独自に行うサービスです。ほかの障がい福祉サービスと組み合わせて利用できます。主な事業は次のようなものです。

### ●相談支援(身 知 精)

障がいのある方等の福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・ピアカウンセリング等の相談に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援しています。中新川郡内の事業所は下記のとおりです。

▶相談支援事業所

・社会福祉法人 新川会 地域生活相談室(四ツ葉園内)

上市町稗田字七郎谷1-32 電話 472-1118

・社会福祉法人 むつみの里 地域生活支援センター 自然房

上市町柳町23 電話 473-1644

### ●地域活動支援センター(身 知 精)

障がいのある方に、創作的活動や生産活動の機会を提供して支援を行っています。中新川郡内の事業所は下記のとおりです。

・社会福祉法人 むつみの里 地域生活支援センター 自然房

上市町柳町23 電話 473-1644

### ●日常生活用具の給付・貸与(身 知)

家庭生活をより快適に過ごせるように、日常生活用具の給付・貸与を行っています。(障がいによって給付・貸与される日常生活用具は異なります。)

利用者負担は原則1割負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められています。なお付属品や、取り付けが必要な用具の取り付け工事費などは本人負担になります。

障害者手帳を持参のうえ、健康福祉課へお越しください。

※65歳以上(特定疾病の場合は40歳)で介護保険の対象となる方の場合、介護保険で貸与される福祉用具については、介護保険が優先されます。

### ●移動支援事業(身 知 精)

屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行っています。

申請には身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳または療育手帳が必要になります。

詳しくは、健康福祉課へお越しください。

### ●意思疎通支援事業(身)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために、意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣等を行う事業を行っています。

詳しくは、健康福祉課へお越しください。

### ●日中一時支援事業(身 知 精)

日中において監護する人がいないために見守り等の支援が必要な方に、日中活動の場を提供する支援を行っています。

申請には身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳または療育手帳が必要になります。詳しくは、健康福祉課へお越しください。

### ●成年後見制度利用支援事業(身 知 精)

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者の方で、身寄りがいないなどの理由で、制度の申立人がいない方について、村長が代わって申立を行い、費用の全額又は一部を助成します。

詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

## 補装具費の支給

(身)

日常生活または職業活動をより快適に過ごせるように、補装具費の給付・貸与を行っています。利用者負担は原則1割負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められています。

補装具の申請には、申請書、医師の意見書、障害者手帳が必要になります。申請前に購入すると支給を受けることができません。詳しくは、健康福祉課へお越しください。

※65歳以上(特定疾病の場合は40歳)で介護保険の対象となる方の場合、介護保険で貸与される福祉用具については、介護保険が優先されます。

## 車いす・歩行器の貸出し

車いす・歩行器を一時的に必要とされる方に無料で貸出ししています。貸出し期間は最大3ヶ月です。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

## 発達障害者支援センター

発達障がい者の日常生活(行動やコミュニケーション等)についての相談支援や発達支援、就労支援(必要に応じて公共職業安定所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等と連携)、普及啓発及び研修を行っています。また障がいの特性とライフステージにあわせた支援を提供するため、医療、保健、福祉、教育及び労働等の各関係機関と連携を図ります。

富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」 富山市下飯野36 電話438-8415

## ④ ファミリーサービス（ホームヘルプサービス）

障がいの手帳の有無にかかわらず、ホームヘルパーの派遣を受け、洗濯や掃除などの家事援助のサービスを利用することができます。日常生活でヘルパーの支援が必要な方なら、どなたでも利用できます。利用料は1時間当たり2,000円です。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

## ④ 寝具の洗濯乾燥サービス (身)

身体障害者手帳1・2級に該当する方で、同居者がおらず、寝具等の洗濯などが困難な場合に、敷き布団、掛け布団、毛布等の洗濯乾燥サービスを行っています。

申請は、身体障害者手帳を持参のうえ、健康福祉課へお越しください。

## ④ おむつの給付 (身)

身体障害者手帳の1・2級に該当する在宅の方で、おむつを使用している場合に、おむつの購入費のうち年額24,000円を上限として助成しています。ただし入院、施設入所の場合は該当しません。

申請書は窓口にありますので、商品名の明示してある領収書またはレシート、振込先のわかるものを持参のうえ、健康福祉課へお越しください。

## ④ 住宅改善費の助成 (身 知)

重度の身体障がい者の方の自立生活を支援し、介護者の負担を軽減するために、家の中の段差を解消したり、浴室やトイレ、玄関、居室などを使いやすくしたりする改善工事にかかる費用を補助しています。補助上限額があるほか、所得制限によっては支給されない場合があります。対象者は身体障害者手帳の1・2級の視覚障がいまたは肢体不自由の方、内部障がいでも車椅子を使用している方、重度の知的障がい者で療育手帳Aの方です。

申請には平面図や工事見積書が必要になります。必ず着工前に健康福祉課へご相談ください。

## ④ 富山県住みよいかづくり資金融資制度 (身 知 精)

県内に自ら居住するための住宅を改良される方で、バリアフリー改修等を行う場合、資金の融資を受けることができます。

詳しくは、富山県建築住宅センターまたは富山県建築住宅課へお問い合わせください。(手続きは各取扱金融機関)

一般財団法人 富山県建築住宅センター 富山市舟橋北町4-19 電話076-439-0248

富山県土木部 建築住宅課 管理係 富山市新総曲輪1-7 電話076-444-3355

## 教育・就労

### ④ 特別支援学校 (身 知)

一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導に取り組み、専門性の高い教育を行っています。詳しくは、県または村の教育委員会へお問い合わせください。

富山県教育委員会 県立学校課

富山市新総曲輪1-7 電話076-444-3451

舟橋村教育委員会 電話076-464-1143

### ④ 雇用援助のための関係機関 (身 知 精)

障がい者の職業的自立を援助したり、障がい者を雇用する事業者に対して必要なサービスを提供したりするための関係機関には、次のようなものがあります。

#### ○ 富山障害者就業・生活支援センター（社会福祉法人 セーナー苑内）

富山市坂本3110 電話076-467-5093

就職や職場への定着が困難な障がい者の方を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行っています。

#### ○ 滑川公共職業安定所

滑川市辰野11-6 電話076-475-0324

就職を希望する障がい者の求職登録を行い、専門職員等が、障がいの種別・程度等に応じたきめ細やかな職業相談、職業紹介、事業主支援等を行っています。

#### ○ 富山障害者職業センター

富山市桜橋通り1-18 電話076-413-5515

地域における職業リハビリテーションの中核として、公共職業安定所等の関係機関との緊密な連携を図り、障がい者に対して具体的な援助を行うとともに、事業主に対して雇用管理に関する助言・援助を行っているほか、関係機関に対しての援助、指導も行っています。

#### ○ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部

高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内 電話0766-22-2738(代表)

障がい者等の雇用に関する支援を行っています。

#### ○ 富山県厚生部健康課精神保健福祉係 中部厚生センター

富山市新総曲輪1-7 電話076-444-3223

上市町横法音寺40 電話076-472-1234

回復途上にある、通院中の精神に障がいを持つ方が、一定期間協力事業所に通い、社会的自立の促進と社会復帰の促進を図るため、社会適応訓練事業を実施しています。

## 税の減免・公共料金等の軽減

### 所得税・住民税の軽減

(身 知 精)

障がい者や障がい者を扶養している方の税の負担が軽減されます。  
詳しくは、所得税については魚津税務署、住民税(村県民税)については総務課にお問い合わせください。

魚津税務署 魚津市新金屋1-12-31 電話0765-24-1370  
舟橋村役場 総務課 電話076-464-1121

### 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

(身 知 精)

障がい者ひとりにつき一台に限り、自動車に関する税が減免になります。ただし自家用車に限り、自動車検査証・軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは該当しません。また、等級によっては、該当しなかったり、本人が運転する場合に限られたりします。

詳しくは自動車税・自動車取得税については富山県総合県税事務所、軽自動車税については総務課にお問い合わせください。

富山県総合県税事務所 自動車税センター  
富山市新庄町馬場39-6 電話076-424-9211  
舟橋村役場 総務課 電話076-464-1121

### その他の税の減免・非課税

(身 知 精)

障がい者や障がい者を扶養している方の個人事業税、贈与税、相続税が減免または非課税になります。また、関税が免除されることもあります。詳しくは、次の窓口へお問い合わせください。

個人事業税、 贈与税、相続税	➡	魚津税務署
関税	➡	税関支所

魚津税務署 魚津市新金屋1-12-31 電話0765-24-1370

### 利子の非課税

(身 知 精)

障がい者の一定の預貯金の利子が非課税になります。預け入れの際に、金融機関窓口での手続きが必要です。

詳しくは、魚津税務署へお問い合わせください。(手続きは各金融機関)

魚津税務署 魚津市新金屋1-12-31 電話0765-24-1370



### 交通料金及び有料道路の割引

(身 知 精)

障害者手帳をお持ちの方は、JR・富山地方鉄道・あいの風とやま鉄道・万葉線・バス・航空運賃・タクシーの交通料金等が割引になります。

また、有料道路における障害者割引制度の対象となる方は、有料道路を通行する際の通常料金が半額割引となります。

有料道路における障害者割引制度の対象となる方は、

- ① 障害者ご本人が運転される場合・・・身体障害者手帳をお持ちの方
  - ② 障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合  
・・・身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方のうち、重度の障がい(旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 第1種)をお持ちの方
- 事前申請が必要ですので、詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

### NHK 放送受信料の減免

(身 知 精)

下記の表に該当する方はNHKの放送受信料が減免になります。NHKのホームページから申請ください。

	全額免除 [障がい者の方を世帯構成員に有する場合]	半額免除 [下記の障がい者の方が世帯主の場合]
身体障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	○視覚・聴覚障がい者 ○重度の方(1級、2級の方)
知的障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	重度の方(A)
精神障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	重度の方(1級の方)

## 社会参加

### 自動車操作訓練費の助成

(身)

身体障害者手帳をお持ちの方が、自動車運転免許証を取得する場合に、訓練費の一部を助成しています(世帯の所得税額によって負担割合は変わります)。免許証の交付を受けた日から3月以内に、身体障害者手帳、運転免許証、教習所に支払った領収書の写しを持参のうえ、健康福祉課へお越しください。

### 自動車改造費の助成

(身)

身体障害者手帳をお持ちの方が通勤などに自動車を使用する場合で、障がいの状態により自動車の操向装置の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成しています。

詳しくは、健康福祉課へご相談ください。

## その他

### 生活福祉資金の貸付 (身 知 精)

障がいのある方のいる世帯で、資金の貸付を受けることによって、経済的に自立できる、生活意欲が高まると認められた世帯は、低利または無利子で資金の貸付を受けることができます。福祉資金、教育支援資金などの貸付資金があります。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

### 成年後見制度 (知 精)

知的障がいや精神障がいのある方は、判断能力が不十分なために財産を侵害されたり、不当に権利を侵害されたりすることのないよう、成年後見人、保佐人、補助人の支援を受けることができます。

詳しくは、次の窓口へお問い合わせください。



**富山家庭裁判所**  
富山市西田地方2-9-1 電話076-421-8154

**富山県弁護士会**  
富山市長柄町3-4-1 電話076-421-4811

**成年後見センター・リーガルサポート富山県支部**  
富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3階  
電話076-431-9332

**ばあとなあ富山**  
射水市三ヶ579 (富山県社会福祉士会事務所内)  
電話090-2379-1475

### 日常生活自立支援事業 (知 精)

知的障がいや精神障がいのある方が安心して暮らせるよう、生活支援員が定期的に自宅に伺いお手伝いをするサービスです。サービス内容や利用料金は下記のとおりです。

	サービスの内容	利用料
基本サービス	①福祉サービス利用のためのお手伝い	1回につき1,700円
	②日常生活に必要な手続きのお手伝い	
	③日常的な金銭管理のお手伝い	
オプションサービス	④大切な通帳や書類等のお預かり	1ヶ月につき500円

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。(相談は無料です。)

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

### 相談窓口 (発達障害・ひきこもり・虐待など) (身 知 精)

障がいの手帳の有無にかかわらず、心配事の相談を随時受け付けております。

- ・長期間に渡って自宅で何もせずに過ごしている家族がいるが、どうしてよいかわからない。
- ・近所に住んでいる人が、虐待されているかもしれない。
- ・どこに相談していいかわからないが、困っていることがある。

など、自身・家族・地域などで困りのことがありましたら、健康福祉課にお越しください。

電話での相談も受け付けています。

# 1 福祉サービス

## 特定疾患などに該当する方

### 利用できるサービス

## 医療

### 特定疾患医療

特定疾患のために日常生活に著しい支障があると認められた方に、医療費を助成しています。対象となる疾病が決められているほか、助成される金額に限度額がある場合もあります。

窓口は中部厚生センターです。

富山県中部厚生センター (保健予防課) 上市町横法音寺40 電話076-472-0637

### 先天性血液凝固因子障害者医療

先天性血液凝固因子障害者に認定された20歳以上の方が、入院または通院したときの医療費を給付しています。

窓口は中部厚生センターです。

富山県中部厚生センター (保健予防課) 上市町横法音寺40 電話076-472-0637

### 小児慢性特定疾患医療

小児慢性特定疾患に該当する方(18歳未満。一部20歳未満まで対象。)に医療費を給付しています。

窓口は中部厚生センターです。

富山県中部厚生センター (保健予防課) 上市町横法音寺40 電話076-472-0637

### 結核医療費

結核のために入院または通院したときの医療費を給付しています。

窓口は中部厚生センターです。

富山県中部厚生センター (保健予防課) 上市町横法音寺40 電話076-472-0637

### 肝炎検査・治療費

B・C型肝炎のための検査や治療費を一部給付しています。

窓口は中部厚生センターです。

富山県中部厚生センター (保健予防課) 上市町横法音寺40 電話076-472-0637

### 骨髄バンクドナー助成事業

骨髄提供のためには検査などを含め一定の入院が必要であり、その間収入が途絶えることにより起こりうる金銭面での不安の解消に努めるため、ドナー1人当たり2万円/1日、7日間を上限に補助を行います。詳しくは、健康福祉課へご相談ください。

### がん患者医療用補正具購入費用助成事業

がん患者の療養生活が質の良いものになることを目的に、がんの治療に伴い医療用ウィッグや乳房補正具を購入した方に助成を行います。詳しくは、健康福祉課へご相談ください。

## 利用できるサービス

## 医療

## ● 後期高齢者医療制度

「国民健康保険・後期高齢者医療制度 高齢者の医療のしくみ」(44ページ)をご覧ください。

## 手当・年金

## ● 高齢者運転免許自主返納者生活支援金

在宅の65歳以上の高齢者で、有効期限内の運転免許証を自主返納された方に、年間60,000円のタクシーチケット(5年間)を支給しています。

申請には、「申請による運転免許の取消通知書」(運転免許証を自主返納された時に交付されます。)、顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカードもしくは運転経歴証明書)が必要になります。詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

## ● 在宅要介護高齢者福祉金

在宅の65歳以上の高齢者で、介護保険で要介護4または5と認定された方に支給しています。在宅の方に限り、入院、施設入所の場合は該当しません。金額は月額5,000円で、所得制限があります。

詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

## ● 敬老祝金

100歳を迎えた方に、村から3万円の祝い金を支給しています。

## ● 老齢基礎年金

「公的年金から受けられる年金」(53ページ)をご覧ください。

## 日常生活・住宅

## ● 日常生活用具の給付・貸与

家庭生活をより快適に過ごせるように、電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付、老人用電話の貸与を行っています。所得に応じて、費用の負担があります。なお、付属品や、取り付けが必要な用具の取り付け工事費などは本人負担になります。

詳しくは、健康福祉課へご相談ください。

## ● 寝具の洗濯乾燥サービス

65歳以上のひとり暮らしの高齢者や75歳以上の高齢者だけのご家庭で、寝具等の洗濯などが困難な場合に、敷き布団、掛け布団、毛布等の洗濯乾燥サービスを行っています。

詳しくは、健康福祉課へご相談ください。

## ● おむつの給付

在宅の要介護認定者(要介護度1～5)で、おむつを使用している方に、おむつの購入費のうち年額24,000円を上限として助成しています。ただし、入院、施設入所の場合は該当しません。

申請書は窓口にありますので、担当ケアマネジャーに相談の上、商品名の明示してある領収書またはレシート、振込先のわかるものを持参のうえ、健康福祉課へお越しください。

## ● 緊急通報システム

急病や災害などの緊急時の対応や、安否確認のため、65歳以上のひとり暮らしの高齢者のご自宅に緊急通報装置の取り付けを行っています。

詳しくは、健康福祉課へご相談ください。

## ● SOSネットワーク事業

行方不明となった高齢者等が発生した場合に、各関係機関と連携して捜索する事業です。徘徊により行方不明となるおそれのある認知症高齢者等を事前に登録し、緊急の場合に早期に発見・保護されるよう、関係機関や事業所等の協力を得て実施します。

登録をご希望されるご家族の方は健康福祉課へご相談ください。

## ● 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

SOS ネットワークに登録し希望される方は、舟橋村が契約する「団体日常生活賠償保険」に加入することができます。

詳しくは、健康福祉課へご相談ください。

## ● 認知症等見守り事業

在宅介護を行っている家族支援の一貫として、SOS ネットワークに登録し希望された方には、住所などの情報を読み取ることができる二次元コード付きシールを配布します。

詳しくは、健康福祉課へご相談下さい。

## ● いのちのボタン設置事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいをお持ちの方を対象に、緊急連絡先やかかりつけ病院等の救急医療情報を専用容器「いのちのボタン」に入れ、冷蔵庫に保管し、救急救命の迅速な対応や日頃の見守りを円滑に行い、安心・安全を確保する事業です。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

## ● ファミリーサービス (ホームヘルプサービス)

年齢や介護保険の認定の有無にかかわらず、ホームヘルパーの派遣を受け、洗濯や掃除などの家事援助のサービスを受けることができます。日常生活でヘルパーの支援が必要な方ならどなたでも利用できます。利用料は1時間当たり2,000円です。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

## 生活支援サービス

### ★買い物支援サービス

高齢者や、障がいを持つ方、日中一人暮らしの方で支援を必要とする方を対象に、ホームヘルパーの支援によって日常生活上の必需品の買い物のお手伝いをします。また、介護保険等では制限されている生活上のサービスを行うことによって自立した生活を支えるサービスです。利用料は、1時間当たり2,000円です。

### ★外出支援サービス

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、自動車等を運転できない方で外出時に不便を感じている方に外出支援サービスを行います。対応時間は平日9時～12時、13時～16時30分、対応範囲は原則舟橋村内です。利用料は1人1回片道100円、原則2日前までの予約制です。対象となる人は、車を運転できない方で、家族から支援を受けるのが困難な方です(登録制)。

※ボランティアによる住民福祉サービスの為、利用は一人につき月1～2回程度です。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

## 緊急短期保護事業

家族等から虐待を受けている高齢者、自宅での生活が困難な身寄りのない高齢者、その他に保護や支援が必要な高齢者に対し、夜間や休日等の事由により、一時的な保護の場が確保できない場合に特別養護老人ホーム等において保護を行う事業です。

詳しくは、健康福祉課へご相談ください。

## 高齢者ミドルステイ事業

介護保険サービスを利用している方及びおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等が、介護者が入院した時、一時的に体調の悪い時、冬期間で生活が困難な時など、一時的に施設に入所する必要がある場合に利用できます。利用期間は最長で3ヶ月です。

詳しくは、担当ケアマネージャーまたは健康福祉課へご相談ください。

## 配食サービス事業 (たべんまいけ)

ひとり暮らしの高齢者の希望者へ、月に1回、たべんまいけボランティア手作りのお弁当をお届けしています。利用料は1食につき300円です。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会または健康福祉課へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

## 車いす・歩行器の貸出し

車いす・歩行器を一時的に必要とされる方に無料で貸出ししています。貸出し期間は最大3ヶ月です。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

## 住宅改善事業

高齢者の自立生活を支援し、介護者の負担を軽減するために、家の中の段差を解消したり、浴室やトイレ、玄関、居室などを使いやすくする改善工事にかかる費用を補助したりしています。(補助上限額があります。)また、所得税非課税世帯が対象で、介護保険サービスを利用している方は介護保険が優先されます。

申請書には平面図や工事見積書が必要になります。必ず、着工前に健康福祉課へご相談ください。

## 富山県住みよい家づくり資金融資制度

詳細は P24 をご覧ください。

一般財団法人 富山県建築住宅センター

富山市舟橋北町4-19 電話076-439-0248

富山県建築住宅課 管理係

富山市新総曲輪1-7 電話076-444-3355

## 社会参加

### ふれあいいいきサロン事業

村内9ヶ所で開催しています。近所の顔なじみの方と交流を図り、季節ものの行事や介護予防体操、防犯講演など様々な催し物が行われています。開催日時や内容は地区によって異なります。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

### 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがいや健康づくり、社会参加の場づくりを目的に、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業として異世代交流や高齢者スポーツ大会を開催しています。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

### 敬老祝

満年齢75歳以上の方を対象に、敬老の日前後に長寿のお祝い品をお届けしています。

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

## ◎老人クラブ

60歳以上の方は、地域の老人クラブの会員になって、生きがいづくりの活動や社会奉仕活動に参加することができます。

詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

## ◎シルバー人材センター

60歳以上の健康な方はシルバー人材センターに登録し、経験や技術を生かして働くことによって、生きがいと健康づくりをすることができます。

詳しくは、舟橋会館内の舟橋村シルバー人材センターへお問い合わせください。

舟橋村シルバー人材センター 電話076-464-3326

## 施設

### ◎養護老人ホーム

65歳以上で身体上もしくは環境上または経済上の理由などにより、居宅での生活が困難な方は養護老人ホームに入所することができます。

詳しくは、健康福祉課へご相談ください。

### ◎軽費老人ホーム

60歳以上で家庭環境、住宅事情などの理由により、家族との同居が困難な方は、軽費老人ホームに入所することができます。

窓口は各運営主体ですが、健康福祉課で軽費老人ホームについての情報を提供します。健康福祉課へお問い合わせください。

### ◎ケアハウス

60歳以上で独立して生活することに不安のある方は、ケアハウスに入居して、サポートを受けながら生活することができます。

窓口は各運営主体ですが、健康福祉課でケアハウスについての情報を提供します。健康福祉課へお問い合わせください。



## その他

### ◎障害者控除対象者認定書の交付

65歳以上の要介護認定を受けている方で、障がい者手帳の交付を受けていなくても、下表の要件を満たしている方は税法上の障害者控除の対象となる場合があります。対象者として認定されれば、所得税や住民税(村県民税)の控除が受けられます。認定されましたら、「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や住民税(村県民税)の申告の際に提示して下さい。

申請には、介護保険被保険者証を持参のうえ、健康福祉課へお越しください。申請できる方は、本人または親族の方です。

〔認定の基準〕

障害者		特別障害者	
身体障がい者 (3～6級に準ずる)	知的障がい者 (軽度・中度)に準ずる	身体障がい者 (1、2級に準ずる)	知的障がい者 (重度)に準ずる
要介護2以上で、かつ、障がい高齢者の日常生活自立度がB1以上の方	要介護2以上で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度がII a以上の方	要介護4以上で、かつ、障がい高齢者の日常生活自立度がB2以上の方	要介護3以上で、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度がIII a以上の方

### ◎生活福祉資金の貸付

詳細は P28をご覧ください。

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

### ◎成年後見制度

詳細は P28をご覧ください。

富山家庭裁判所 富山市西田地方2-9-1 電話076-421-8154

富山県弁護士会 富山市長柄町3-4-1 電話076-421-4811

成年後見センター・リーガルサポート富山県支部

富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3階

電話076-431-9332

ぱあとなあ富山 射水市三ヶ579(富山県社会福祉士会事務所内)

電話090-2379-1475

## 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や、頼れる家族や親族がない方等が安心して暮らせるよう、生活支援員が定期的に自宅に伺いお手伝いをするサービスです。サービス内容や利用料金は下記のとおりです。

	サービスの内容	利用料
基本サービス	①福祉サービス利用のためのお手伝い	1回につき1,700円
	②日常生活に必要な手続きのお手伝い	
	③日常的な金銭管理のお手伝い	
オプションサービス	④大切な通帳や書類等のお預かり	1ヶ月につき500円

詳しくは、舟橋村社会福祉協議会へお問い合わせください。(相談は無料です。)

舟橋村社会福祉協議会 電話076-464-1847

## 長寿のお祝い

村では、次の方に長寿のお祝いをしています。詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

### 満100歳のお祝い

満100歳の誕生日に、村から

- ・お祝い状
- ・記念品
- ・お祝い金(3万円)
- ・花束 を贈呈します。

また、敬老の日に内閣総理大臣からの

- ・お祝い状
- ・記念品

県知事からの

- ・お祝い状 を伝達します。



### 米寿のお祝い

その年度に満88歳の誕生日を迎えられる方に、敬老の日に村からお祝い状と記念品を贈呈します。

### 傘寿のお祝い

その年度に満80歳の誕生日を迎えられる方に、敬老の日に記念品を贈呈します。

## お知らせ

お年寄りの福祉サービスは介護保険制度により実施されています。ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイ、福祉用具の貸与や購入、特別養護老人ホーム・老人保健施設等への入所などのサービスがあります。(55ページをご覧ください)

2

国民健康保険

後期高齢者医療制度



# 国民健康保険のしくみ

国民健康保険は、わたしたちが病気やケガをしたとき、安心して医療が受けられるように、みんなで保険税を納め支え合う制度です。

## ▶加入できる方

- ・お店などを経営している自営業の方
- ・農業や漁業などを営んでいる方
- ・退職して職場の健康保険などから脱退された方
- ・パートやアルバイトなどをしていて職場の健康保険などに加入していない方
- ・3か月を超える在留期間が決定された外国人住民の方  
※在留資格が「興行」・「技能実習」・「家族滞在」・「特定活動」で在留期間が3か月以下で、住民登録がない方でも、滞在が3か月を超えることを証する書類がある方は加入することができます。

## ▶資格情報のお知らせまたは資格確認書について

記載内容に誤りがないか確認し、必ず手元に保管してください。貸し借りはできません。

資格情報のお知らせは、有効なマイナ保険証をもっている(マイナンバーカードに保険情報を登録している)人に対し、ご自身の被保険者資格を把握できるように交付される書類です。医療機関窓口の機器不良などでマイナ保険証が読み取れない場合に、マイナンバーカードと一緒に提示することで資格確認ができるようにするものです。

「資格情報のお知らせ」のみでは、医療機関等で保険診療を受けることができません。医療機関等を受診される場合は、マイナンバーカードを必ず持参してください。

資格確認書は、医療機関・薬局で提示することで保険診療となり、年齢毎に定められた負担割合を自己負担することで医療を受けることが可能になります。

なお、会社に就職するなど、他の健康保険に加入する事由が発生した場合は、資格情報のお知らせまたは資格確認書の返還(国民健康保険の脱退)の手続きが必要になります。

詳しくは、住民生活課にお問い合わせください。

## ▶負担割合

小学校就学前は	2割
小学校就学後～69歳の方は	3割
70歳～74歳までの方は	2割※(現役並み所得者は3割)

## ▶受けられる給付

### ※受けられる医療

- 診療 ○治療 ○薬や注射などの処置
- 入院および看護(入院したときの食事代は別途負担となります。)
- 在宅療養(かかりつけ医の訪問診療)および看護
- 訪問看護(医師が必要と認めた場合)

### ※療養費の支給(いったん全額自己負担したとき)

①～⑥の場合で医療費の全額を支払ったときは、申請により審査を経て認められれば、決定した負担割合により、あとで支給します。

- ①急病などでやむを得ず、医療機関にマイナ保険証または資格確認書を提出できなかったとき

☞申請に必要なもの → 診療内容明細書・領収書

- ②骨折、捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき(国民健康保険を取り扱う柔道整復師の場合には、医療機関と同様に一部負担金で施術が受けられます。)

☞申請に必要なもの → 施術内容と費用が明細な領収書

- ③医師が必要と認めた、はり、灸、マッサージを受けたとき

☞申請に必要なもの → 医師の同意書・施術内容と費用が明細な領収証

- ④コルセットなどの治療用補装具を購入したとき

☞申請に必要なもの → 補装具を必要とした医師の証明書・領収書

- ⑤輸血のための生血代を負担したとき

☞申請に必要なもの → 医師の理由書または診断書・輸血用生血液受領証明書・血液提供者の領収書

- ⑥海外渡航中に診療を受けたとき

☞申請に必要なもの → 診療内容明細書・領収書(日本語の翻訳文が必要です)

療養費の支給申請には、上記①～⑥に記載のもの他、マイナ保険証または資格確認書・マイナンバーのわかるもの(通知カード、個人番号カード、個人番号を記載した住民票等)が必要です。

### ※出産育児一時金の支給

加入している方が出産したとき、申請により支給します。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産の場合も支給します。

また、事前申請することにより、出産育児一時金として支給される額を上限に、保険者から直接医療機関へ支払ができます。

☞申請に必要なもの → 出産予定日を確認できる書類(母子健康手帳など)・資格情報のお知らせまたは資格確認書・通帳

なお、産科医療補償制度に加入していない分娩機関で出産された場合は488,000円、加入している分娩機関で出産された場合は500,000円の支給となります。

### ※葬祭費の支給

加入している方が死亡したとき、申請により葬祭を行った方に支給します。支給額は30,000円です。

### ※移送費の支給

緊急時やむを得ず、重病人の入院や転院などの移送に費用がかかったとき、申請により必要と認められた場合に支給します。

## 入院したときの食事代

入院したときの食事代は、1食あたり下記の標準負担額を自己負担します。

所得区分		食費(1食あたり)
一般(下記以外の人)		510円
住民税非課税世帯 低所得者II	90日までの入院	240円
	過去12か月で90日を超える入院	190円
低所得者I		110円

- 住民税非課税世帯と低所得I・IIの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要です。住民生活課窓口で発行できます。90日を超える入院となる場合には、申請時に医療機関の領収書などの入院期間が分かるものをご持参ください。

## 高額療養費の支給

1ヶ月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると、自己負担限度額を超えて医療機関に支払った分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は、70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方では異なります。

申請に必要なもの →

- ・資格情報のお知らせまたは資格確認書
- ・領収書・マイナンバーのわかるもの  
(通知カード、個人番号カード、個人番号を記載した住民票等)



## 70歳未満の場合

所得区分	自己負担限度額(月額) 3回目まで		4回目以降
	自己負担限度額(月額) 3回目まで		
ア 年間所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×0.01		140,100円
イ 年間所得600万円超 901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×0.01		93,000円
ウ 年間所得210万円超 600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×0.01		44,400円
エ 年間所得 210万円以下	57,600円		44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円		24,600円

※年間所得=総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

●入院した場合

1つの医療機関の窓口での支払いは限度額までです。なお、限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ生活環境課窓口で「限度額適用認定証」(住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の交付を申請してください。この認定証を医療機関の窓口で提示することにより、窓口での支払いが限度額までとなります。

申請に必要なもの →

- ・資格情報のお知らせまたは資格確認書
- ・マイナンバーのわかるもの  
(通知カード、個人番号カード、個人番号を記載した住民票等)

## 70歳から74歳までの方の場合

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごとに計算)	外来+入院(世帯全体の合算)
現役並み所得者III (課税所得690万円以上 ★1)	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01 (4回目以降から140,100円)	
現役並み所得者II (課税所得380万円以上 690万円未満 ★1)	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01 (4回目以降から93,000円)	
現役並み所得者I (課税所得145万円以上 380万円未満 ★1)	80,100円+(医療費-267,000円)×0.01 (4回目以降から44,400円)	
一般 (課税所得145万円未満)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降から44,400円)
低所得者II ★2	8,000円	24,600円
低所得者I ★3		15,000円

- ★1 ただし、被保険者の収入が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満、または国民健康保険を脱退して後期高齢者医療制度に移行した人を含めて合計520万円未満の場合は、申請により「一般」の区分と同様となります。
- ★2 同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税の方。
- ★3 同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方。

●入院した場合

低所得I・IIの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、生活環境課に申請してください。

申請に必要なもの →

- ・資格情報のお知らせまたは資格確認書
- ・マイナンバーのわかるもの  
(通知カード、個人番号カード、個人番号を記載した住民票等)

## 医療費と介護費が高額になった場合

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、合算して下記の限度額を超えたときは、その超えた分が支給されます(高額医療・高額介護合算制度)。

〔合算した場合の限度額〕(年額/8月～翌年7月)

所得区分	70歳未満の方
ア 年額所得901万円超	212万円
イ 年額所得600万円超901万円以下	141万円
ウ 年額所得210万円超600万円以下	67万円
エ 年額所得210万円以下	60万円
オ 住民税非課税世帯	34万円

※年間所得=総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

所得区分	70歳以上75歳未満の方
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	212万円
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)	141万円
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満)	67万円
一般(課税所得145万円未満★)	56万円
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)	31万円
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯(所得が一定以下))	19万円

★年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。



## ▶特定健診を受けましょう

心臓病や脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病が増え続けています。生活習慣病の大元となるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の早期発見を目的に「特定健診」が行われ、生活習慣の改善が必要な場合は「特定保健指導」が行われます。

### ※特定健診

- 対象となる方 40歳以上75歳未満の被保険者の方  
(対象となる方には、毎年5月に「特定健康診査受診券」等が届きます。)
- 検査内容 腹囲測定などで内臓脂肪の蓄積を調べます。さらに血圧や血糖、脂質、尿検査、肝機能検査などの基本的な検査と、喫煙歴などの生活習慣についての問診が行われます。

### ※特定保健指導

特定健診の結果に基づき、保健指導のレベルを3つに分け、それぞれに合わせた保健指導を行い、生活習慣の改善を支援します。

### ※人間ドックの助成

被保険者の方の健康増進、また病気の早期発見や予防を目的として、人間ドックの助成を行っています。

- 対象者 舟橋村国民健康保険の被保険者  
(国民健康保険税および村税を滞納していない世帯の方、年度内に特定健診を受けていない方)
- 助成金額 実費(※上限は10,000円)  
(4月1日から翌年3月31日までの間、1回)
- 手続きのしかた  
医療機関で受診した後、住民生活課にて請求手続きをしてください。  
(医療機関は問いません。)

### 《手続きに必要なもの》

- ・人間ドック受診の領収書 ・人間ドックの健診結果表
- ・助成金の振込先がわかるもの ・資格情報のお知らせまたは資格確認書

### ※脳ドック・心臓血管ドックの検査費用の助成

3～5万円程度かかる検査が10,000円でお得に受けられます!

- 対象者 国民健康保険に加入されている方で、①～③すべてに該当する方
  - ①済生会富山病院にて脳ドック・心臓血管ドックの受診を希望する方
  - ②今年度、特定健診および人間ドック未受診の方
  - ③今年度40・45・50・55・60・65・70歳を迎える方
- 受診費用 1人あたり10,000円
- 検査内容 ①通常の健康診査+脳検査 ②通常の健康診査+心臓・血管検査  
※①または②を選択してください。※希望された場合、がん検診も同日受診できます!
- 助成期間 各年度の6月から翌年2月までとなります。(年度ごとに申請が必要です)
- 手続きのしかた  
済生会富山病院 健康管理センター (☎437-1133)へ電話予約後、受診する前までに住民生活課にて受診申請を行ってください。

### 《手続きに必要なもの》

- ・申請書(役場での記載可) ・資格情報のお知らせまたは資格確認書
- ・特定健診受診券



# 後期高齢者医療制度

## ▶後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、現役世代と高齢者世代の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために始まった、75歳以上の方などが対象の独立した医療保険制度です。現役世代が高齢者世代を支えるとともに、高齢者世代も保険料と医療費の一部を負担することで次代に国民皆保険を引き継いでいく支えあいのしくみです。

## ▶市町村と広域連合の役割

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で設置されている広域連合が運営主体となります。市町村は保険料の徴収や窓口業務を行います。

市町村の役割	広域連合の役割
○申請や届け出の受け付け ○保険料の徴収 など	○被保険者の認定 ○医療の給付 ○保険証の交付 ○健診事業の実施 ○保険料の決定 など

- 富山県後期高齢者医療広域連合 富山市婦中町速星754
- 舟橋村役場 住民生活課 舟橋村佛生寺55

## ▶対象となる方（被保険者）

- 75歳以上の方（75歳の誕生日から被保険者になります）
- 65歳以上75歳未満で、一定の障害のある方  
一定の障害とは次の基準に該当する状態です。
  - 国民年金法等における障害年金：1・2級
  - 身体障害者手帳：1・2・3級及び4級の一部
  - 精神障害者保健福祉手帳：1・2級
  - 療育手帳：A

※申請して、広域連合からの認定を受けた日から被保険者となります。加入は任意です。  
 ※障害認定を受けたあとでも取消しの届け出をすることで被保険者とならないこともできます。  
 ※対象者は、それまで加入していた国保、健保、共済組合などそれまでに加入していた医療保険制度の資格喪失の手続きが必要です。



## ▶資格情報 情報のお知らせまたは資格確認書について

記載内容に誤りがないか確認し、必ず手元に保管してください。貸し借りはできません。

資格情報のお知らせは、有効なマイナ保険証をもっている（マイナンバーカードに保険情報を登録している）人に対し、ご自身の被保険者資格を把握できるように交付される書類です。医療機関窓口の機器不良などでマイナ保険証が読み取れない場合に、マイナンバーカードと一緒に提示することで資格確認ができるようになります。

「資格情報のお知らせ」のみでは、医療機関等で保険診療を受けることができません。医療機関等を受診される場合は、マイナンバーカードを必ず持参してください。

資格確認書は、医療機関・薬局で提示することで保険診療となり、所得により定められた負担割合を自己負担することで医療を受けることが可能になります。なお、有効期限内に一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、変更前の資格確認書を窓口までお持ちの上、新しい資格確認書を発行いたします。

詳しくは、住民生活課にお問い合わせください。

## ▶負担割合は

かかった医療費の1割です。

現役並み所得者の方は、3割、1割負担の方のうち一定以上の所得・収入のある方は、2割となります。

※保険証に自己負担割合が記載されていますので、ご確認ください。（内容は変更になる場合があります。）

負担割合	所得区分	
3割	現役並み所得者Ⅲ [現役Ⅲ]	住民税課税所得が690万円以上の被保険者やその人と同じ世帯の被保険者。
	現役並み所得者Ⅱ [現役Ⅱ]	住民税課税所得が380万円以上の被保険者やその人と同じ世帯の被保険者。
	現役並み所得者Ⅰ [現役Ⅰ]	住民税課税所得が145万円以上の被保険者やその人と同じ世帯の被保険者。  ただし、年収が次の基準額に満たない人は、「一般」の区分になり2割負担または1割負担となります。 ・同一世帯の被保険者が1人で、収入額が383万円未満 ・同一世帯の被保険者が複数で、収入の合計額が520万円未満 ・同一世帯の被保険者が1人で、収入が383万円以上でも、70歳から75歳未満の人がいる場合は、その人の収入を合わせて520万円未満 ・昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯で、同一世帯の被保険者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下 ・世帯の全員が住民税非課税(全額免除の場合を含む)
2割	一般Ⅱ	現役並み所得者以外の被保険者であって、住民税課税所得が28万円以上の被保険者及びその人と同じ世帯の被保険者。 ただし、次のいずれかに該当する人は、1割負担となります。 ・同一世帯の被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が200万円未満 ・同一世帯の被保険者が複数で被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が320万円未満 ・世帯の全員が住民税非課税(全額免除の場合を含む)
1割	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者以外の方
	低所得者Ⅱ [区分Ⅱ]	世帯の全員が住民税非課税で、低所得者Ⅰ以外の方
	低所得者Ⅰ [区分Ⅰ]	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる方 (年金収入は80.67万円を控除して計算。給与収入は給与所得控除後にさらに10万円を控除して計算。)

※令和7年度時点

### ※療養費の支給(いったん全額自己負担したとき)

次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、市町村の窓口で申請し広域連合で認められれば、自己負担分を除いた額があとから支給されます。

- 保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けたり、やむを得ずマイナ保険証及び資格確認書を使わないで診療を受けたりしたとき。
- 海外渡航中に診療を受けたとき。
- 骨折・脱臼などで、保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。
- 医師が必要と認めた、あんま・はり・灸・マッサージなどを受けたとき。
- ギプス・コルセットなどの医療用具を購入したときや輸血の生血代など。

### ※葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方に支給されます。(30,000円)

### ※移送費の支給

移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず医師の指示により転院などの移送に費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

## 高額療養費の支給

同一月に支払った医療費(保険診療分)の自己負担額が定められた限度額を超えた場合、超えた部分が高額療養費として支給されます。(内容は変更になる場合があります。)

高額療養費の申請は、初回のみ必要です。

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごとに計算します)	世帯単位(入院と外来があった場合等の限度額)
現役並みⅢ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円>	
現役並みⅡ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円>	
現役並みⅠ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円>	
一般Ⅱ	18,000円 または 6,000円+(医療費-30,000円)× 10%の低い方を適用 (年間上限144,000円)	57,600円 <多数回44,400円>
一般Ⅰ	18,000円 (年間144,000円上限)	
低所得者Ⅱ	8,000円	
低所得者Ⅰ	15,000円	

## 入院したときの食事代

入院したときの食事代は、下記の標準負担額を自己負担します。低所得Ⅰ・Ⅱの方はマイナンバーカード等の提示によるオンライン資格確認を受けるか「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。窓口で申請してください。(内容は変更になる場合があります。)



### ①入院時食事代の標準負担額

所得区分		食費(1食あたり)
現役並み所得者、一般		510円*
低所得者Ⅱ[区分Ⅱ]	90日までの入院	240円
	過去12か月で90日を超える入院	190円
低所得者Ⅰ[区分Ⅰ]		110円

※一部300円の場合があります。

○低所得者Ⅱの人で90日を超える入院(後期高齢者医療加入前の入院期間も含む)の場合は、手続きが必要です。住民生活課までお問い合わせください。

### ②療養病床に入院したときの標準負担額

所得区分	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
現役並み所得者、一般	510円*	370円
低所得者Ⅱ[区分Ⅱ]	240円	
低所得者Ⅰ[区分Ⅰ]	140円	
老齢福祉年金受給者	110円	0円

※一部医療機関では470円の場合もあります。

## 医療費と介護費が高額になった場合

同一世帯内に医療保険と介護保険の両方の自己負担額がある世帯が対象となります。  
世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者が1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、下記の限度額を超えた場合、超えた部分が支給されます。

〔合算した場合の限度額〕(年額) ※計算期間は、毎年8月から翌年7月まで

所得区分	後期高齢者医療+介護保険の限度額
現役並みⅢ	212万円
現役並みⅡ	141万円
現役並みⅠ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※計算基準日(7月31日またはお亡くなりの日)での所得区分にて限度額が決定されます。  
※医療費または介護サービス費のどちらかの自己負担額が0円の場合は対象となりません。  
※低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯は、限度額の適用方法が異なります。  
※支給額は医療保険者と介護保険者で按分し、それぞれの保険者から別々に支給されます。  
※支給額の合計が500円以下の場合には支給されません。

## ▶健康診査を受けましょう

◎健康管理のために、健康診査を受けましょう。

健康診査は、糖尿病等の生活習慣病を早期発見や予防、早期治療するために行われます。  
健診を受けて健康管理につとめましょう。

### ※人間ドックの助成

被保険者の方の健康増進、また病気の早期発見や重症化予防を目的として、人間ドックの助成を行っています。

○対象者 後期高齢者医療の被保険者 ※下記のような場合は利用できません。

- ・後期高齢者医療の保険料を完納していない方。
- ・広域連合が行う健康診査を同一年度内に受診済みの方。  
(助成は、人間ドック又は健康診査のいずれか1回のみです。)
- ・生活習慣病で医療機関において治療を受けている方等。

○助成金額 費用額の2分の1 上限15,000円

○受診までの流れ

- ・検査・医療機関で予約後、住民生活課の窓口で申請してください。  
(実施の医療機関は指定されています。詳しくは、住民生活課へお問い合わせください。)
- ・内容を確認後、「受診券及び質問票」が郵送されます。
- ・ドック受診の際には、「マイナ保険証」または「資格確認書」と「受診券及び質問票」を検査機関の窓口へ提出してください。
- ・自己負担額は、助成金額を差し引いた金額になります。

《申請手続きに必要なもの》

- ・マイナ保険証または資格確認書 ・検査機関、検査予定日のわかるもの

2  
国民健康保険  
後期高齢者医療制度

## 交通事故にあったときは

交通事故などのように、他人からの行為によってケガをしたり、病気になった場合、その医療費は加害者が負担することになっています。

### ▶診療を受けるには

加害者と話し合いがつかなかったり、加害者にお金の持ち合わせがないような場合、国民健康保険または後期高齢者医療保険(以下、「保険者」といいます。)により診療を受けることができます。

### ▶届け出は

交通事故などにより診療を受けた場合の医療費は、けがをさせた人(加害者)が全額を負担しなければなりません。一時的に保険者が医療費を立て替え、あとで加害者に請求することになります。交通事故証明・資格情報のお知らせまたは資格確認書・マイナンバーのわかるもの(通知カード、個人番号カード、個人番号を記載した住民票等)をもって、住民生活課窓口へ届け出てください。

### ▶交通事故にあったら!!

- ①まず落ち着いて  
落ち着きがなにより大事。ショックのあまり冷静な判断を失わないように。
- ②相手を確認  
車のナンバー確認のほか、運転免許証の記載事項も確かめましょう。
- ③必ず警察に届け出を  
警察へまず事故の届け出を。同時に保険者に届け出をしましょう。
- ④示談は保険者へ届け出てから  
国保で治療をうけるときは、示談は後回しにして、必ず保険者の窓口へ連絡を。  
示談はあせって行う必要はありません。

※介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の方が、交通事故等が原因で要介護状態になったり、要介護度が重症化した場合においても、原則として、サービス利用費用を加害者が過失割合に応じて負担することになります。

詳細は、中新川広域行政事務組合までご相談ください。

中新川広域行政事務組合 電話076-464-1316

# 3

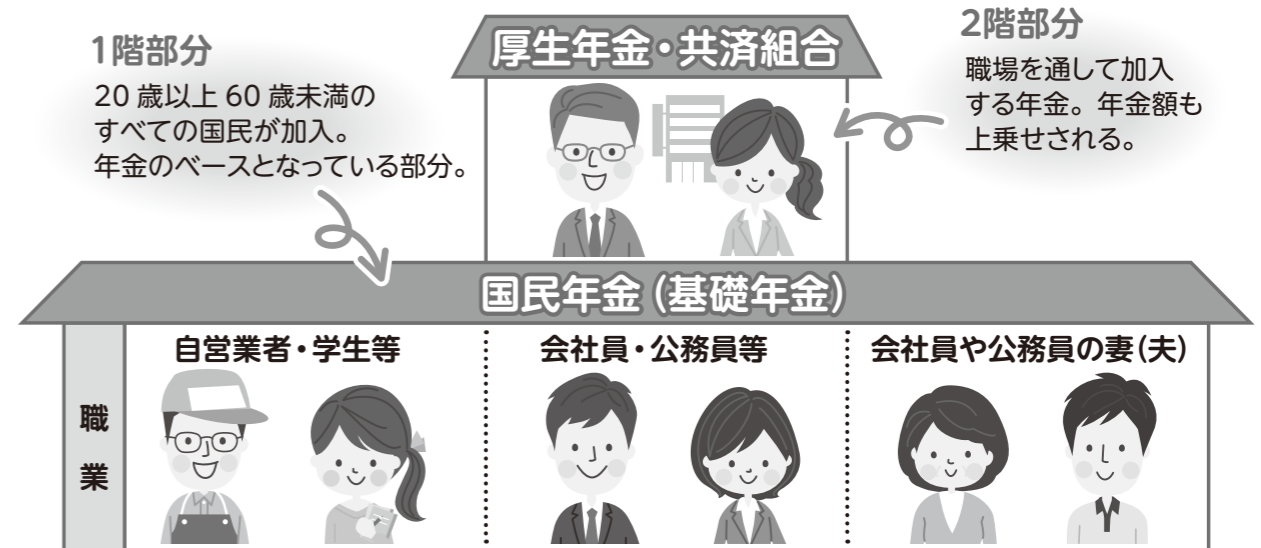
## 国民年金



### 3 国民年金

## 公的年金制度のしくみ

すべての方が国民年金から生活の基盤ともいべき共通の基礎年金を受け、厚生年金、共済組合に加入した方は、上乘せの年金を受ける2階建ての年金です。



### 国民年金に加入する方

国民年金に必ず加入しなければならない方は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方です。

#### ※あなたの加入する年金制度は

加入者は(被保険者)の種類によって保険料の納付や給付の内容が異なっているために3種類に区別されます。

加入者	加入種別	加入届先	届出に必要なもの
・自営業者 ・農林漁業従事者 ・学生 ・フリーアルバイター ・無職の方	第1号 被保険者	住民生活課	退職証明書(第2号被保険者であった方のみ)
会社員・公務員	第2号 被保険者 (厚生年金保険・共済組合加入者本人)	勤務先が手続きの一切を行います。	
第2号被保険者に扶養されている配偶者	第3号 被保険者	配偶者の勤務先で健康保険の扶養届と同時にを行います。	

## 保険料は忘れずに

### ※第1号被保険者の保険料

20歳から60歳になるまでの保険料納付は、私たちの大切な義務です。また、国民年金保険料は、年金制度を運営するための大切な財源になります。期限を守って納めてください。

**保 険 料** 月額 17,920 円 (令和8年度)

**保 険 料 の 納 付 先** 銀行 農協 漁協 信用組合 信用金庫  
労働金庫 ゆうちょ銀行 コンビニエンスストア

- 納 付 方 法**
- ・前納  
2年間(口座振替に限定)、1年間、半年間あるいはその年度の一定期間について保険料を前もって一括して納付する制度で、保険料が割引されるというメリットがあります。
  - ・口座振替  
指定した金融機関の口座から、月々の保険料を納付期日に自動的に引き落としする制度で、納め忘れ防止にもなります。また当月分保険料を当月末(納付期限前)に引き落とす「早割」制度を利用すると保険料が割引されます。手続きも簡単な口座振替は、おすすめです。
  - ・クレジットカード支払い  
年金事務所に申込用紙を提出すると、保険料をクレジットカード支払いにすることができます。
  - ・電子納付  
パソコンや携帯電話、ATMなどから納めることができます。ご利用の金融機関へお問い合わせください。

### ※第2号被保険者の保険料

保険料はそれぞれの年金制度から国民年金に支払われていますので、個人で収める必要はありません。

### ※第3号被保険者の保険料

保険料を納める必要はありませんが、第3号被保険者の届出をしなければなりません。

### ※保険料の免除・猶予・特例制度

経済的な理由で保険料を納めることが困難な人などのために、免除制度などがあります。保険料が未納のままだと、老後の年金だけでなく、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので、早めに相談ください。

免除期間は7月から翌年6月までです。原則として毎年申請が必要ですが、全額免除と納付猶予制度については、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年度から本人の申請手続きが不要になります。

**免 除 制 度** (納付が困難な人のため)

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人は、申請して認められれば免除となります。所得に応じて保険料の全額または一部(4分の1、半額、4分の3)が免除となります。

**納 付 猶 予 制 度**

50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合には、保険料の納付が猶予され後払いすることができます。

**学 生 納 付 特 例 制 度**

学生の方で国民年金の納付が困難な場合は、学生納付特例制度を利用してください。

## 公的年金から受けられる年金

65歳になったら <b>老齢基礎年金</b>	年金額(満額) 847,296円 (R8年4月~)
障害者になったら <b>障害基礎年金</b>	年金額は1級 1,059,125円 2級 847,300円 (R8年4月~)
大黒柱が亡くなったら <b>遺族基礎年金</b>	年金額847,300円 (R8年4月~) 子のある妻が受ける場合 847,300円+ (子の加算額) 子が受ける場合847,300円+ (2人目以降の子の加算額)

## ▶年金は請求しなければ受けられません

すべての年金は、受けられる資格(保険料を納めた期間・免除期間を合計して10年[120ヶ月]以上であること)があっても本人の請求がなければ支給されません。

忘れずに役場や年金事務所に請求してください。

### ※第1号被保険者の独自給付

#### 死 亡 一 時 金

保険料を3年以上納めた方が、いずれの年金も受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給されます。

#### 寡 婦 年 金

老齢基礎年金の受給資格がある夫が年金を受けることなく死亡したとき、妻が60歳から65歳になるまでの間、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金の4分の3が受けられます。

## 年金を受けている方の届出

※支払期間を変えるとき …… 支払期間変更届を提出してください。

※年金証書をなくしたとき …… 年金証書再発行交付申請書を提出してください。

※年金を受けていた方が亡くなったとき …… 年金受給権者死亡届を提出してください。

☆年金に関するお問い合わせは **年金ダイヤル**へ

日本年金機構「ねんきんダイヤル」 **0570-05-1165** (ナビダイヤル)  
050で始まる電話でおかけになる場合は **03-6700-1165** (一般電話)

●受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の平日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

☆役場へご相談の際は **住民生活課**へ

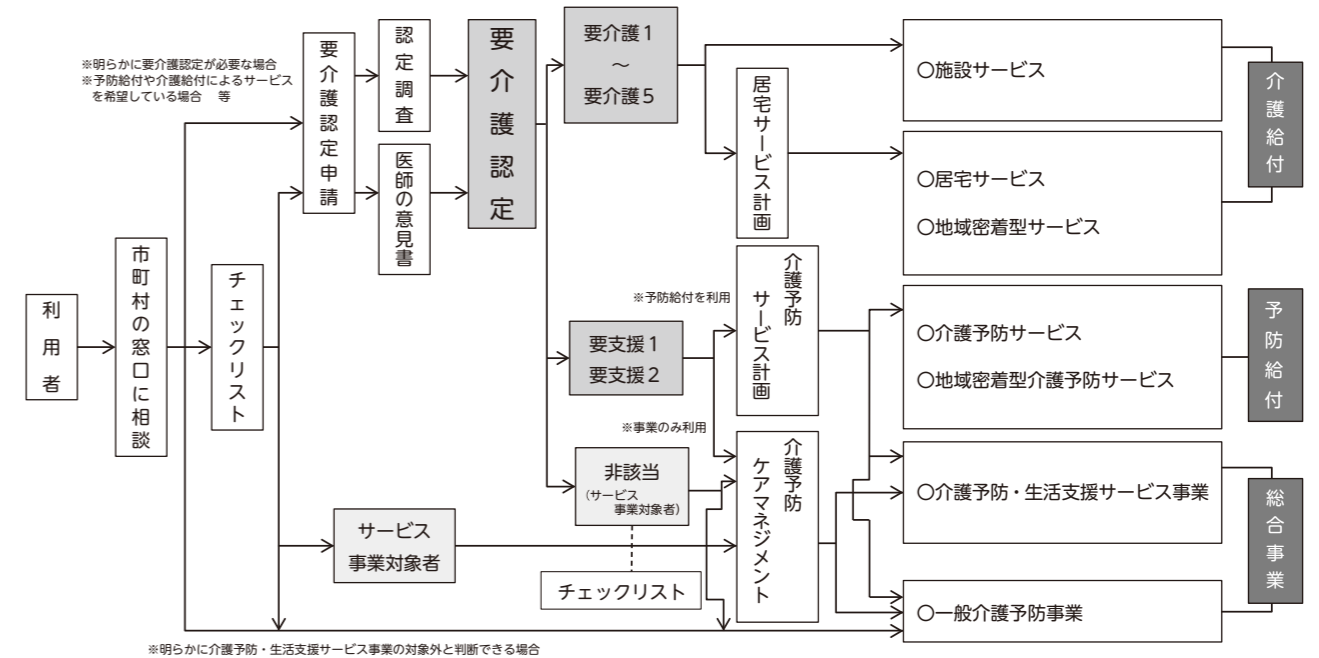
# 4

## 介護保険



### 介護サービスを利用するためには、どんな手続きが必要？

#### サービス利用までの流れ



※明らかに介護認定が必要な場合  
※予防給付や介護給付によるサービス希望している場合 等

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

※介護保険サービスを利用するには上記申請書を健康福祉課窓口へ提出する必要があります。  
詳細については、「地域包括支援センター (TEL: 076-464-1847)」にご相談ください。

### 介護保険で受けられるサービス

#### 介護給付におけるサービス（要介護1～5の方）

- ★訪問介護（ホームヘルプサービス）  
ホームヘルパーが訪問し、入浴や排泄のお世話などの介護や、掃除、洗濯、買い物、食事など家事援助をします。
- ★訪問看護  
かかりつけの医師の指示により看護師や保健師が訪問し、療養の世話や診療の補助をします。
- ★通所介護（デイサービス）  
デイサービスセンターなどの施設で食事・入浴など介護サービスやレクリエーション、機能訓練が日帰りで受けられます。
- ★通所リハビリテーション（デイケア）  
介護老人保健施設や病院などで、食事・入浴・リハビリなどが日帰りで受けられます。
- ★短期入所生活介護（ショートステイ）  
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム等）などの施設に短期間入所して、食事、入浴などの介護や、機能訓練が受けられます。
- ★短期入所療養介護（医療型ショートステイ）  
介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練が受けられます。
- ★居宅介護支援事業所  
介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行います。

### ★介護老人福祉施設

寝たきりなど、常に介護が必要で、自宅では介護を受けることができない方が対象の施設です。

### ★介護老人保健施設

常に介護が必要な方が対象で、治療よりも看護や介護、リハビリに重点をおき自立に向けたサービスを提供する施設です。

### ★福祉用具貸与

車椅子、特殊寝台、歩行器など13種類の福祉用具が介護度に応じて貸し出し(レンタル)で利用できます。

### ★福祉用具販売

貸与にそぐわない福祉用具(入浴補助やトイレ等で使用するもの)の購入にかかる費用の7~9割(利用者の負担割合に応じて)が償還払いとして給付されます。

### ★住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた全額が支給されます。

## 🕒 予防給付におけるサービス (要支援1・2の方)

### ★介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、入浴や排泄のお世話などの介護や、掃除、洗濯、買い物、食事など家事援助をします。

### ★介護予防訪問看護

介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助などをおこないます。

### ★介護予防通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどの施設で食事・入浴など介護サービスやレクリエーション、機能訓練が日帰りで受けられます。

### ★介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などで食事・入浴・リハビリなどが日帰りで受けられます。

### ★介護予防短期入所生活介護

施設などに短期間入所して、食事・入浴などや、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

### ★介護予防短期入所療養介護

施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

### ★介護予防福祉用具貸与

比較的軽度の認定者が、身体の状況により福祉用具を貸与(レンタル)できます。

### ★特定介護予防福祉用具販売

貸与にそぐわない福祉用具(入浴補助やトイレ等で使用するもの)の購入にかかる費用の7~9割(利用者の負担割合に応じて)が償還払いとして給付されます。

### ★住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた全額が支給されます。

## 🕒 地域密着型サービス

### ★認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症のある高齢者が共同で生活できる場(住居)で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

### ★小規模多機能型居宅介護

小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら、訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。

### ★認知症対応型通所介護

認知症のある高齢者を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

### ★地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターなどの施設で食事・入浴など介護サービスやレクリエーション・機能訓練が日帰りで受けられます。

## 🕒 介護予防・生活支援サービス (要支援1・2の方とサービス事業対象者)

### ★訪問型サービス

- ・これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス
- ・民間企業やボランティアなどによる掃除・洗濯などの生活援助
- ・保健・医療の専門職による相談指導などの短期集中予防サービス

### ★通所型サービス

- ・これまでの介護予防通所介護に相当するサービス
- ・民間企業やボランティアなどによるミニデイサービス、運動、レクリエーション活動
- ・保健・医療の専門職による生活機能改善のための短期集中予防サービス

### ★その他の生活支援サービス

- ・見守りや栄養改善を目的とした配食サービス
- ・地域住民やボランティアが行なう定期的な安否確認などの見守りサービス
- ・訪問型サービス、通所型サービスと一体的に提供する、自立支援に役立つ生活支援

## 🕒 一般介護予防事業 (65歳以上のすべての人を対象)

- ★介護予防に関するパンフレット配布や講演会等を開催し、介護予防活動の重要性を周知します。
- ★住民主体で行う介護予防活動の支援などを行います。
- ★いきいき百歳体操 村内5か所で、筋力アップ・転倒予防などを目的として週1回いきいき百歳体操を開催しています。開催日時や場所については地域包括支援センターへお問い合わせください。

## 🕒 地域包括支援センター

保健、介護、福祉の三分野の専門職が連携し、市町村や地域の医療機関、介護(介護予防)サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関です。

## ● 費用の支払い

サービスを利用したら、費用の1割（一定以上所得者は2又は3割）を支払います。

### ★「介護サービス」の居宅サービス、「介護予防サービス」を利用した場合

- ・1ヶ月にサービスを利用できる限度額が、要介護度ごとに決められています。（下表）
- ・限度額の範囲内でサービスを利用したときは、自己負担は1～3割です。
- ・限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

（令和7年度）

要介護状態区分等	利用限度額（1ヶ月）
事業対象者	50,320円 （例外的に105,310円）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給・居宅療養管理指導は、上記の1ヶ月の利用限度額とは別枠のサービスです。

### ★「介護サービス」の施設サービスを利用した場合

- ・施設サービス費の1～3割のほか、居住費・食費・日常生活費の合計が自己負担となります。
- ・施設サービス費は、要介護度や、施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ・居住費や食費の具体的な金額は、利用者と施設との契約によることが原則となります。

### ★「介護予防・生活支援サービス」を利用した場合

- ・市町村によってサービスや利用負担が異なります。詳しくは地域包括支援センター・健康福祉課へお問い合わせください。



## 介護保険サービス事業所一覧（舟橋村）

種類	名称	住所	電話番号
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	舟橋村 ヘルパーステーション	舟橋村佛生寺55	076-464-1847
通所介護 （デイサービス）	ふなはし荘 デイサービスセンター	舟橋村舟橋60	076-462-9876
	デイサービス むらのなか	舟橋村東芦原205	076-464-5432
短期入所生活介護 （ショートステイ）	特別養護老人ホーム ふなはし荘	舟橋村舟橋58-1	076-462-9888
居宅介護支援事業所	ふなはし荘 居宅介護支援事業所	舟橋村舟橋58-1	076-462-9190
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム ふなはし荘	舟橋村舟橋58-1	076-462-9888
認知症対応型 共同生活介護 （グループホーム）	ケアホーム 舟橋あいの風	舟橋村舟橋67-1	076-461-4449

## 地域包括支援センター

名称	住所	電話番号
舟橋村地域包括支援センター （舟橋村社会福祉協議会）	舟橋村佛生寺55	076-464-1847

## ● 詳しいお問い合わせは

☆舟橋村役場 健康福祉課

TEL 076 - 464 - 1122

☆中新川広域行政事務組合 介護保険課

TEL 076 - 464 - 1316





# 5

# 健康福祉



## 母子保健

妊娠中から出産後に関する母子保健サービスや教室については、「ふなはし親子手帳」に記載しています。「ふなはし親子手帳」は母子健康手帳交付時に配布しています。  
また、下記二次元コードからもご覧いただけます。



[https://www.vill.funahashi.toyama.jp/living\\_guide\\_new/04\\_1.html](https://www.vill.funahashi.toyama.jp/living_guide_new/04_1.html)  
(舟橋村ホームページ 暮らし・手続き 母子保健)

## 成人保健

各種がん検診や健康診査については、「けんしんガイド」に記載しています。  
「けんしんガイド」は、毎年5月号広報の折り込みにて全戸配布しています。  
また、下記二次元コードからもご覧いただけます。



[https://www.vill.funahashi.toyama.jp/living\\_guide\\_new/04\\_2.html](https://www.vill.funahashi.toyama.jp/living_guide_new/04_2.html)  
(舟橋村ホームページ 暮らし・手続き 成人保健)

## 健康相談

心身のお悩みや健康づくりのこと、家族や友人、知人の健康についての相談に、保健師や管理栄養士等の専門職が応じます。希望があれば、ご自宅への訪問も実施しています。

## 予防接種

定期予防接種に関しましては、対象者の方に個別にご案内いたします。任意予防接種に関しましてはホームページや広報でご確認ください。

ご相談・お問い合わせは、健康福祉課まで 電話076-464-1122

## 舟橋村こども家庭センター

舟橋村こども家庭センター（健康福祉課）は、母子保健・児童福祉の両機能の一体的な相談支援機関としてすべての妊産婦や子育て家庭、こどもを対象に多岐にわたる相談やそれぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。また、様々な子育て支援機関と連携しています。

**連携先** 保育所、認定こども園、子育て支援センター、学校、教育委員会、学童保育施設、児童相談所、警察、医療機関（産婦人科や小児科など）、保健所（厚生センター）、社会福祉協議会 など

保健師などの専門職が相談や支援に対応し一人ひとりに合った支援メニューにつなぎサポートします。お気軽に相談ください。

### ● 産後

母乳やミルクが足りているか心配。

赤ちゃんが泣き止まない。

### ● 妊娠

予期せぬ妊娠で困った。

妊娠・出産が不安。

### ● 育児

しつけや育て方で

困っている。

### ● 孤育て

近くに相談できる人、

頼れる人がいない。

### ● 親子関係

こどもとの接し方で

悩んでいる。

### ● ヤングケアラー (若者ケアラー)

家庭のお手伝いが大変で

勉強ができない。

やりたいことができない。

### ● 悲しいこと

### ● イヤなこと

家族から叩かれたり

何度も大声で怒られる。



○相談費用／無料

○相談方法／電話（平日9：00～16：00）、面談（事前予約制）、家庭訪問（事前予約制）

○申し込み／TEL

○対象／妊産婦、乳児～おおむね18歳までのお子さん、子育て家庭、青年期の方

○お問合せ／舟橋村こども家庭センター（舟橋村役場 1F 健康福祉課）

電話076-464-1122

※こども家庭センターは、児童福祉法に基づき全国の市区町村で設置が義務化されており、富山県内のすべての市町村に設置されています。